

A 今回の改正の趣旨は、入院時の食事の質の向上を図るとともに、標準負担額の支払を利用者にお願しいし、入院と在宅等の費用負担の公平化を図ろうとするものであります。

医療費の助成は、福祉医療制度として県からの2分の1補助を受けて実施しており、近く県から事務的な面も含めて事業実施に当たっての通知があることになっており、それを受けて実務的な検討に入りたいと思っている。

都市下水

Q 西津地区を流れる都市下水路弁天川の流れが悪く、土砂が蓄積し、生活排水が海から逆流することがしばしばあり、付近の住民は浮遊物と悪臭に悩まされている。毎年河口付近の土砂の除去作業を行っているが、抜本的な改修が必要だ。川の流れが止まった原因は、また、改修工事は技術的に可能か。

A 原因は、潮流の変化と波浪によるものと考えられる。抜本的な改修については、海岸部での消波を含めた導流堤の建設が必要と考えている。現在下水路を管理し

ている小浜市と海岸保全区域内でもあり、管理者の県とも十分協議をして検討している。

簡易水道

Q 簡易水道について、毎年のように夏季に生ずる渇水は、水需要の増加と相まってその根本的な改善が求められている。

小浜市上水道のあゆみによれば、将来は簡易水道を統合し維持管理の統一化に取り組みとされているが、当面水源の見直しと配水池の拡大が必要ではないかと思うが、考えをお聞かせください。

A 次に管理について、管理は市の水道課が行うという立場から、今後十分指導し、対処していくべきではないかと思うが、考えをお聞かせください。本市が管理している簡易水道施設は21ヶ所であるが、その内表流水のみを水源としているものは5ヶ所あり、夏季における渇水が生じている。

新たな施設を建設しようとするれば相当な費用が見込まれ、地元の負担が重くなること予想される。今後上水道事業への統合の検討及び地元と水源確保の調査などを踏まえて

検討していきたいと考えている。

簡易水道の管理方法として本市の給水工事指定店に依頼しており、課としての指導権を持って水道法及び簡易水道設置条例により管理している。

郷土歴史資料館

Q 市立郷土歴史資料館について、昭和53年12月に完成し、約16年が経過し今日に至っているが、近年の利用状況を見ると、ほとんど休館状態と言ってもいいぐらいでないかと思われる。

現在の建物の内容、スペースの問題、運営状況などを検討すべき時期が来ているのではないか、理事者の考えをお伺いします。

あわせて将来の構想があればお聞かせ願いたい。

A 現資料館は、歴史文化観光都市小浜の資料館としては規模も小さく、かつ展示スペースも少ないために、地元に着した新たな資料館の建設が必要でなからうかと考えている。

将来の郷土歴史資料館のあり方については、今後十分検討して行きたい。

CATV

Q CATVについて、第三セクターの会社もでき、市はテレビ対策室を設けてその事業推進に当たっておられるが、事業のベースとなる同意率はどうようになってくるか。

アンケート方式の同意書の方法について問題は起きていないか。

また、民間の有線テレビ協会や集落の有線テレビ組合などへの、対応についてお聞かせ願いたい。

A CATV事業につきましては、6月中旬より各地区区長会への説明会を開催し、普及啓蒙に努めている。8月末の申込書の回収率は15・5%で加入率は99・27%となっている。

アンケート問題については、昨年度アンケートをとらせていただいておりますが、その時点以後も特に問題は出ていません。

また、各集落の共聴施設組合に対する補償としては耐用年数を10年とし、その残存価値を補償するという事で各組合と交渉してきている。有線テレビ協会加入者に対

する考え方は、有線テレビ協会と加入者の間に約定書が交わされ契約期間は10年と聞いている。加入後10年以上と10年未満とを区別して契約金の返還を考えているようである。

総合運動場

Q 仮称小浜市長寿健康のさと公園、いわゆる総合運動場が平成7年4月より供用開始となり、市民にとって喜ばしいことだと思います。この総合運動場の管理は独立した体制をもって維持管理に当たることが必要と考える。その運営と管理体制をどのようにされるのか具体的な考えをお聞かせください。

A 長寿健康のさと公園については、平成7年4月オープンを目指し年度内完成に向け現在工事を進めている。同公園の総面積は14・7ヘクタールあり、施設すべてが屋外のスポーツであることから、植栽や芝生などの手入れの維持管理については相当の従事者が必要であると考えられます。この施設の維持管理については、現在最も適した方法を模索しているところである。

この屋外芝生などの手入れ

については、季節的な要因による需給関係もあることから、できればシルバー人材センターに年間業務委託をしてはどうかと考えているところである。

交通体系

Q リゾートラインや近畿自動車道敦賀線など市の交通体系の現状と今後の展望は。

A リゾートラインについては近く、県の事業化可能性調査の結果が公表される見込み。今後も県の重要課題と位置づけてもらえるよう当局に働き掛けるとともに、国あるいはJR西日本などに支援要請をしていきたい。

近畿自動車道敦賀線は、先日野坂建設相に整備促進を陳情した。施行命令が出ている舞鶴東―小浜市岡津間の早期着工へ好感触を得た。残る敦賀までの区間も整備路線への格上げを要望していく。

小浜縦貫線の南川大橋は、県施工の小浜上中線の完成に合わせ、平成8年度完成を目指し工事中。また、県施工の臨港線立体交差並びに多賀竹原松ヶ崎線の水取大橋は、早期工事着手を目指して用地交

渉を進めている。

区画整理

Q 西津東部土地区画整理事業について、地権者の数が多く計画変更を余儀なくされた経緯もありますが、順調に事業が進んでいるかどうか。

A 区域内に2つの公園ができることになっていますが、そのうち1つはゲートボールができるミニ運動公園的なものが造成されないものか見直しをお伺いいたします。

A 平成8年度完成を目標に進めております。今後の事業の推進について一部了解を得ていない方もありますが一日も早くご理解を得られるよう誠心誠意交渉させていただきますと思います。

また、区域内の公園については街区公園と位置づけ、児童の利用に限らず広い年齢層による日常的な利用を図るため、地区の実情に合わせて整備することが望ましく、今後の整備計画の中で検討していきたいと考えております。

渇水対策

Q 今夏は、史上まれな猛暑と雨のない異常気象

であり農村にとっては思わぬ水との戦いであったと思う。

小浜市では、渇水対策本部を設置し、上水道の確保、農業用水の非常事態に即応した対処に敬意を表しますが、水稻の被害の実数とその原因をどう分析しているのか。

A 又、今後の治水対策及び用水対策について、お伺いする。まず、水稻被害の実数について、被害水稻面

積は202・4ヘクタールでございます。

要因について分析をしてみると、小雨量はもろんのこた北川水系の水不足、平成5年度まで実施してきた転作が復田化されたこと等が考えられる。

今後の対策として、早稲、中稲の集団作付など集落営農の推進、各集落ごとによる利水計画の樹立、地力増進のた

福井県市議会議長会臨時総会

平成6年8月24日、本市において県下7市の正副議長出席のもと福井県市議会議長会の臨時総会が開催され、経過報告のあと議案審議に入り提出された6議案すべて可決されました。

小浜市提出の議案は次のとおりであります。

- ◎近畿自動車道敦賀線の早期実現について
- ◎琵琶湖・若狭湾リゾートラインの建設並びに小浜線の電化及び湖西線（永原・敦賀間）の直流電化促進について
- ◎北陸新幹線若狭ルート早期実現について



めの堆肥等の施行推進、ため池、水路の整備、パイプライン整備による区域利水計画の樹立等の事業を推進していきたい。

意見書

農業農村整備事業の促進に 関する意見書

本市においては、これまで米の国内自給施策を前提にした農業の生産基盤整備はもとより、農村整備や農地等保全管理を目的とした各種事業に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、昨年12月のガット・ウルグアイ・ラウンドにおける農業合意など農業を取り巻く情勢は急激に変化しており、これに対処するためには新政策の方向に即した効率的・安定的な経営体の育成や低コスト生産体制を確立するとともに、地域の特色を生かした農村環境の整備により、快適で活力ある農村を建設する必要がある。

ついては、新政策及び第4次土地改良長期計画を早急に実現するために下記事項について強力に推進されるよう要望する。

記

一 地元負担の軽減に配慮しながら、担い手を支える超省力化が可能な大区圃場整備や灌漑排水等生産基盤の整備を促進すること。

二 集落排水事業、農道事業、農村総合公園、中山間総合整備等の生活環境の充実など定住条件向上のための施策を推進すること。

三 農地防災、農地等保全管理の充実など、災害を未然に防止するための施策を着実に推進すること。

四 条件不利な地域の圃場整備や中山間総合整備事業等について、国土保全の観点から地元負担の大幅な軽減対策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成六年九月二十七日

小浜市議会

公務員労働者の新賃金 早期決定を求める意見書

全ての勤労者は文化的生活が保障され、勤労や福祉などに平等の原則が貫かれ、そのもとで快適な生活の維持・向上が図られなければならない。しかし、公務員労働者の賃金決定は、その法的手続等の関係により民間の決定時期より遅い精算となっている。

また、人事院勧告連動の賃金決定方式を持つ民間の教育・医療・福祉等の職場で働く者や、公社公団等の職員に及ぼす影響も大きく、加えて内需拡大などの多面的な相乗効果はもとより、公務員労働者の勤労意欲の向上や積極的な住民サービスへの効果が大きいことなど、社会全体に与える影響は多大である。

近代国家にあつて、民間と9カ月遅れの精算は極めて不自然であり、法的不条理を解消すべく人事院の早期勧告、早期精算並びに年間労働時間の短縮について、関係機関であらゆる努力を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成六年九月二十七日

小浜市議会

行政視察

行政視察受入

8月31日	秋田県男鹿市議会	11人
9月8日	群馬県前橋市議会	8人
10月5日	静岡県下田市議会	8人
10月19日	北海道小樽市議会	6人
10月20日	東京都武蔵村山市議会	1人
11月17日	大分県豊後高田市議会	10人
12月2日	福井県勝山市議会	10人
12月7日	福井県越前町議会	10人

管外行政視察

9月2日	教育民生常任委員会	高浜町
10月18日	福祉対策委員会	三方町 高浜町
10月24日	交通対策委員会	静岡県 掛川市
11月15日	議会運営委員会	岡山県 津山市
11月15日		兵庫県 龍野市

管内行政視察（渇水状況現地視察）

8月5日	建設常任委員会	
	産業経済常任委員会	

第24回福井県市議会親善ソフトボール大会

小浜市議会チーム 準優勝!!